

## Q&Aコーナー

### 論文や出版物からの「引用」とは？

技術士（情報工学部門） 小野 孝

技術士として、論文や報告書等を書くときに他の文献や出版物などから「引用」をする機会が多いと思います。その際に守らなければならないルールについては既にご存知とは思いますが、おさらいの意味も含めて、著作権法の視点から必要な条件などを整理してみたいと思います。

「引用」は著作権の制限として、著作権法 32 条に規定されています。つまり、著作権者の権利の及ばない範囲として、著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用することができるわけです。

第 32 条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

著作物が先人の成果を母体として、産み出されていく面があること、また社会的に広く引用が行われているという実態があることを踏まえて、「公正な慣行」に合致し「目的上正当な範囲」内であれば、著作権の権利が及ばないとしたものです。

引用の対象は「公表」されたものでなければなりません。「公表」するかしないかということも著作権者の権利（「公表権」といいます。）であって、その権利まで制限するものではないからです。

「引用して利用することができる」という意味は、引用した著作物を、自分の論文や著作物の発表、複製、販売などの行為を通じて「利用」することをいいます。つまり、引用の対象となった著作物の権利はその段階でも有効に存在しているわけです（権利が及ばないだけです）。

引用が許されるためには以下の条件を満たす必要があります。

- ① 公正な慣行に合致するものであること
- ② 引用の目的上正当な範囲で行われるものであること
- ③ 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること

「公正な慣行」とは世の中で実態的に行われており、社会感覚として妥当なケース、あるいは社会通念上許される範囲ということですが、具体的には、自説を裏付けし補強するために他人の学説を並べたり、他人の学説や考え方を論評したりするために、他人の著作物を引っ張って来るといった場合です。

文章を引用する場合は、引用する部分を「」等で明確に区別しなければなりません。これも公正な慣行の一部です（明瞭区別性）。

「引用の目的上正当な範囲」とは、例えば、自分の著作物が主たる存在であって、引用の対象が従たる関係になっているような場合をいいます（主従関係）。要するに自分の著作物としての目的を全うするために必要な範囲でなければならないということです。

また、引用する量についても注意が必要で、「できるだけ少なく」という配慮が必要です。具体的にどの程度の量であれば許されるかという基準は難しく、ケースバイケースにならざるを得ません。

引用する場合には、「翻訳」して引用することが出来ます（第 43 条 2 号）が、「翻案」は認められていません。ですから、ダイジェスト的な引用は出来ないうわけで、短く短縮して引用する場合は、著作権の範囲外となるよう、要旨として引用する形をとらなければなりません。

引用する場合に忘れてはならない条件として、「出所の明示」があります。これは、著作権法 48 条に規定されています。

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第32条、第33条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第37条第1項若しくは第3項、第42条又は第47条の規定により著作物を複製する場合

二 省略

三 第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第35条、第36条第1項、第38条第1項、第41条若しくは第46条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

他人の著作物を引用するに際して、それぞれの利用態様に応じた合理的な方法及び程度によってその出所を明示することを義務付けるものです。具体的な明示の方法は法律上規定されていませんが、著作物の題号、著作者名、出版社名、掲載雑誌名、版、巻などの表示が必要になると考えられます。

表示の場所としては、引用の部分にできるだけ近い位置に表示すべきであって、それが出来ない場合には、引用部分に注記して、それと対応がとれる形で巻末の備考欄で出所を明示するような方法をとることも可能かと思えます。具体的な引用の場所を特定せずに、「参考文献」といった形で一括表示するような方法は出所の明示とはみなされません。

「複製」する場合（48条1項1号）と、そうでない場合（同条同項3号）に分けて規定されており、複製の場合は出所明示を義務付け、複製以外の場合は、「出所を明示する慣行があるとき」となっています。一般的には、複製でない場合が多いと思えますが、この場合、極めてまれなケースを除き「出所を明示

する慣行」があると考えなければいけません。

第2項でいう「当該著作物につき表示されている著作者名」にも注意する必要があります。引用しようとする著作物に表示されている著作者名を忠実に表示しなければならないということです。著作者人格権の中に「氏名表示権」という権利があり、著作物にどのような氏名を表示するかは著作者の基本的な権利となっています。例えばペンネームで表示されているものを引用の際に本名で出所表示することなどは著作者人格権の侵害となります。

出所の明示について、最近重要な判決がありました。いわゆる「最相葉月（さいしょうはづき）事件」と言われるもので、詳細は判例を見ていただくとして、この48条に違反すると、結果として著作権侵害になる場合があります。

判例は、32条に違反せず、48条に違反した場合にどうするかという点について判断されたケースです。

以下、「H 14. 4.11 東京高裁 平成13（ネ）3677等 著作権 民事訴訟事件」の判決から引用します。

「この点につき、控訴人らは、罰則上、著作権侵害の罪とは別に出所明示義務違反の罪が設けられていることを根拠として、著作権法48条1項の出所明示義務は、同法32条1項により適法な引用と認められる場合に課される法律上の義務ではあるものの、この義務に反し出所明示を怠った場合であっても、著作権侵害が成立するわけではない、と主張する。

しかしながら、控訴人らの上記主張は、出所を明示しない引用が適法な引用と認められる場合（出所を明示することが著作権法32条1項にいう公正な慣行に当たると認められるには至っていないことを、当然の前提とする。）には当てはまっても、出所を明示することが公正な慣行と認められるに至っている場合には、当てはまらないというべきである。出所を明示しないで引用することは、それ自体では、著作権（複製権）侵害を構成するものではない。この限りでは、控訴人らの主張は正当である。しかし、そのことは、出所を明示することが公正な慣行と認められるに至ったとき、公正な慣行に反する、という媒介項を通じて、著作権（複製権）侵害を構成す

ることを否定すべき根拠になるものではない。出所を明示しないという同じ行為であっても、単に法がそれを義務付けているにすぎない段階と、社会において、現に公正な慣行と認められるに至っている段階とで、法的評価を異にすることになっても、何ら差し支えないはずである。そして、出所を明示する慣行が現に存在するに至っているとき、出所明示を励行させようとして設けられた著作権法48条1項の存在のゆえに、これを公正な慣行とすることが妨げられるとすれば、それは一種の背理というべきである。」

出展：最高裁判所ホームページ

<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/7FB076577276E9DD49256BF8002017C2/?OpenDocument>

少し難しい言い回しになっていますが、次の2つの規定について、

① 「引用」違反 (32条)

→著作権(複製権)侵害(119条)3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金

② 「出所の明示」違反 (48条)

→著作人格権(氏名表示権)侵害(122条) 30万円以下の罰金

①と②はそれぞれ別の事柄であって、①に適法で、②に違反した場合、②のみの罰則が適用されるのが原則ですが、しかし、②に違反することは結果として32条の「公正な慣行に合致するもの」という条件に合わないで、結果として①にも違反することになり、著作権(複製権)侵害になるということです。これは従来判例等と異なり、より厳しい判断を示したものであり、デジタル情報が身の回りにあふれ、複写等によって簡単に利用できるようになった時代背景も判決に影響を与えているのかもしれませんが。

他人の著作物を引用する場合は、正しく引用することと、出所の明示をすることは不可分のものとして意識しなければなりません。

参考資料

- ・「著作権法逐条講義 三訂新版」加戸守行著  
社団法人著作権情報センター
- ・最高裁判所ホームページ

<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf/top-frame?OpenFrameSet>